

デジタル経済課税に係る第2の柱における 「モデルルールのコメンタリー」および 「『GloBE ルール実施フレームワーク』に関する パブリックコンサルテーション」の概要

March 2022

In brief

2022年3月14日、経済協力開発機構(OECD)は、各国がグローバル税源浸食防止(GloBE: Global Anti-Base Erosion)ルールの国内実施を行うためのモデルルールとして2022年12月20日に公表した「モデルルール(Model Rules)」に係る「モデルルールのコメンタリー(Model Rules Commentary)」および「事例集(Model Rules Examples)」¹を公表しました。

「モデルルールのコメンタリー」および「事例集」は、「モデルルール」の適用と運用に関して詳細かつ包括的な技術的なガイダンスを提供しています。

また、同日、OECDは、「GloBE ルール実施フレームワーク(GloBE Implementation Framework)」に関連しパブリックコンサルテーションに関する事項²について公表しました。

「GloBE ルール実施フレームワーク」は、各国間のGloBE ルール実施に当たっての調整に係るガイダンスを提供するとともに、コンプライアンスコスト軽減の観点からのセーフハーバールールを含みます。「GloBE ルール実施フレームワーク」の策定は今後の作業ステップとされており、パブリックコンサルテーションとして実施される「実施フレームワーク」に係るコメントの提出期限は、2022年4月11日となっています。

¹ Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy – Global Anti-Base Erosion Model Rules (Pillar Two)

<https://www.oecd.org/tax/beps/tax-challenges-arising-from-the-digitalisation-of-the-economy-global-anti-base-erosion-model-rules-pillar-two.htm>

² Tax challenges of digitalisation: OECD invites public input on the Implementation Framework of the global minimum tax

<https://www.oecd.org/tax/beps/oecd-invites-public-input-on-the-implementation-framework-of-the-global-minimum-tax.htm>

本ニュースレターでは、OECD より公表された「モデルルールのコメント」および「GloBE ルール実施フレームワーク」についてのパブリックコンサルテーションに関する事項の概要について解説します。

In detail

1. GloBE ルールに係るモデルルールのコメント

本コメントは、GloBE ルールを各国が国内法制化するためのモデルルールについての解釈および適用に関するガイダンスを提供しています。本コメントおよび事例集においては、GloBE ルールに係るモデルルールの各条文の背景・趣旨および各条文が具体的に想定している適用事例や場面、また、条文相互の関連性についても明らかにしているとともに、具体的な数値を置いた計算事例が示されています。また、繰延税金費用の調整過程を含む実効税率(Effective Tax Rate: ETR)計算／トップアップ税額の算定プロセスも明確化されています。さらに、例えば、所得(Net GloBE Income)がない場合でもトップアップ税額が発生する場合(Article 4.1.5.)等の特定の事例・条項に関して、どのような場合に当該条項が発動されるかなど、具体的なルールについての適用事例に係る詳細な解説も含まれています。

(参考)[GloBE ルール適用の流れ]



2. GloBE ルール実施フレームワークに関するパブリックコンサルテーション

GloBE ルール実施フレームワークは、GloBE ルールの協調的な実施および管理を容易にするものです。申告義務や多国間のレビュープロセスなどの合意された運用上の手続きを提供し、セーフハーバーの開発・策定を考慮することとされています。

包摂的枠組みメンバー国は、GloBE ルール実施フレームワークの策定に当たり、対処すべき課題についての一般からのインプットを求めています。このパブリックコンサルテーションは、モデルルールおよびコメントでなされたポリシー選択に対するコメントを求めるものではなく、コンプライアンスコストを最小限に抑えながら、税務当局と多国籍企業が一貫性ある協調的な方法で GloBE ルールの実施・適用を確保するメカニズムの導入に焦点を当てるものとされています。

利害関係者に期待されるインプットは、以下の事項に関するものとされています。

- ・ 実施フレームワークの一環として、更なる運用上のガイダンスが必要と考えるか。必要と考える場合は、留意を要する論点を特定し、必要な行政上のガイダンスの類型についての提案を含む。
- ・ 申告および報告システムや記録管理を含む情報収集についてのコメント。特に、GloBE ルールの下で、情報収集、申告義務および記録管理要件の設計を、コンプライアンスコストを考慮しながら、情報レポートの効率性、正確性および検証可能性を最大化する設計方法についての意見。
- ・ 多国籍企業のコンプライアンスコストを削減するための方策について、簡素化やセーフハーバーの使用を含む提案。
- ・ ルールの協調性を最大化し、税の確実性を高め、二重課税のリスクを排除するメカニズムについての提案。

The takeaway

今回公表された GloBE ルールのモデルルールに係るコメントおよび事例集は、モデルルールにおける各条文についての解釈と適用に関するガイダンスを示しています。そして、モデルルールだけでは必ず

しも明確でなかった各調整項目に係る具体的な考え方や取扱いが明らかになり、ETR 計算およびトップアップ税の算定過程の明確化が図られています。今後、本コメントリーおよび事例集を十分に精査・検討することにより、GloBE ルールの適用による影響額について、より一層精緻な試算が可能となると考えられます。また、実務面においては、必要情報の整理や情報収集システムなどの業務プロセスに係る税務コンプライアンスについて、その対応準備を確実に進めていくことが肝要であるものと考えます。

GloBE ルール実施フレームワークに関するパブリックコンサルテーションについては、OECD 事務局より実施フレームワークについてのドラフトが公表されない中で、ステークホルダーからのインプットを求めるといった異例の手続きとなっています。OECD からの公表によると、このパブリックコンサルテーションは、モデルルールおよびコメントリーでなされたポリシー選択に対するコメントを求めるものではないとされています。そして、あくまでも、GloBE ルール実施に当たってのコンプライアンスコストを最小限に抑えるための方策・メカニズムについて、セーフハーバーに係る提案のみならず、企業側における情報収集や記録管理などの実務面における効率性に係る提案についてのインプットも求めています。GloBE ルール実施に当たってのコンプライアンスコストは、企業側にとって大きな課題・懸念事項となっており、本パブリックコンサルテーションの手続きをも踏まえ、制度の円滑かつ効率的な実施に資するようなフレームワークの構築に向けた議論が期待されます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
白土 晴久

顧問
岡田 至康

パートナー
浅川 和仁

ディレクター
城地 徳政

PwC 税理士法人は、企業税務、国際タックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション (DX) などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義) としています。私たちは、世界 156 カ国に及ぶグローバルネットワークに 295,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2022 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.